

## 第4回 八尾市高安千塚古墳群保存活用審議会

日時：平成29年1月13日（金）14時～16時30分

場所：八尾市役所6階605会議室

### 【出席者】

（委員）：白石太一郎委員長、増渕徹副会長、一瀬和夫氏、清野孝之氏、恵谷恵子氏、福田祐美子氏

（オブザーバー）：中西裕見子氏（大阪府教育庁）

（事務局）：田中生涯学習担当部長、湊文化財課長、足立文化財課課長補佐、藤井文化財課係長、吉田文化財課主査

（傍聴）：0名

田中担当部長挨拶：八尾市第5次総合計画の中では、「歴史資産などの保全と活用」という施策を位置づけて、誰もが身近に文化財を感じ、郷土の歴史を学び、活かせるように取り組んでいるところでございます。昨年には、由義寺の手掛かりとなる遺構も発見されて、市内の歴史に関する関心もさらに高まってくると期待しているところであります。本日は、高安千塚保存活用計画につきまして、前回のご意見を踏まえて、加筆修正を加えています。委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただくようお願いして挨拶とさせていただきます。

### 【議事内容】

#### 1. 高安千塚古墳群保存活用計画の策定について

委員長：本審議会は2年間の任期で、高安千塚保存活用計画を策定することになっています。今回が具体的な内容についての最終的な検討になると思いますので、よろしく願います。まず、全体の構成について事務局に説明をお願いします。

事務局：（資料に基づき計画書の構成について説明）

委員長：構成について何かご質問はありますか。

それでは計画の内容について、第1章から第4章について説明をお願いします。

事務局：（資料に基づき第1章から第4章について説明）

委員長：いくつか群集墳の整備活用計画のお手伝いをしていますが、群集墳を構成する個々の古墳についてここまで整理しているところは見つかりません。これを基に保存活用が進められるのが望ましく思います。それでは第4章までについて、質問があればお願いします。

A 委員：第4章の文章に直接関わらないですが、史跡高安千塚の評価のなかで、古墳群の初現となる郡川16号墳が取り上げられており、またP1-7でも紹介されています。今の指定範囲には含まれていないですが、重要な古墳だと表現しているわりには、取り扱いについての方向性や考えがないと思います。

事務局：郡川南支群は分布調査で古墳の位置は把握しており、郡川16号墳については大阪府の石室実測調査も済んでいます。P3-44で、郡川南支群全体の測量調査はまだということで今後必要であることを記載しています。対応については内容を充実させたいと考えています。

A 委員：公有化する重要な古墳という位置付けはないですか。もしくは指定同意を短期間でとるよう

なことはできないですか。

委員長 : 今回の計画では、指定地を拡げていきたいということ、また隣接して高安千塚と関連して重要な郡川西塚を追加したいという考えと、どのように指定していくかということは明記されています。その中でも優先順位はあると思いますが、郡川 16 号墳は特に重要な古墳であり、明記してはどうでしょうか。

事務局 : 史跡範囲については、文化庁に当初の史跡指定の段階では今後も拡大してもらいたいと伺っています。市としても指定地拡大は必要であり、郡川 16 号墳についても追加指定したい範囲と考えています。その中で公有化についても記載するのか、史跡指定とすることを提示するのみとするのかについては検討したいと思います。

委員長 : 一般論としてはそれで良いが、郡川 16 号墳を郡川西塚や愛宕塚古墳と同じように明記してはどうでしょうか。

A 委員 : P1-4 に郡川 16 号墳が記載されており、高安千塚古墳群の初現の石室として重要です。しかし今、見学や活用ができない範囲にあるので、将来的にどうしたいかが分かるようにしてもらいたいです。郡川 16 号墳は、郡川西塚や郡川東塚と違って、P3-43 の全体の線引きの中に入ってくる古墳ですから、見学できる環境にするのが最優先だと思います。

事務局 : 服部川支群へは農免農道から行けますが、郡川南支群へはアクセスとなる道もなく、見学するには一定の整備が必要だと考えます。文化庁との協議も必要ですが、面的な指定が必要になってくるだろうと思います。現地点では、指定については書くことは可能だと思いますが、活用までは踏み込めないと考えます。

A 委員 : 郡川 16 号墳へのアクセスとなる道がないといった懸案事項を書いてはどうでしょうか。

事務局 : P3-43 の郡川南支群の現状把握している部分で、指定の課題について整理して記載していきます。

委員長 : 面的に指定することはいいが、郡川 16 号墳は優先的な対応が必要かもしれないと記してはどうでしょうか。

B 委員 : 第 4 章第 4 節『(1)「保存管理」の課題と方向性』の『③未指定地の古墳の保存』で、未指定地の中にも高い価値が認められている古墳があるといった文言を追記してはどうでしょうか。第 5 章の『第 3 節追加指定』で、郡川南支群や大窪山畑支群といった具体例も記載されているので、価値の高い古墳を含みながらも未指定地であるといった記載をするなど工夫すれば、ニュアンスは積極的に伝わると思います。

A 委員 : P4-11 で、積極的に古墳巡りで紹介や見学されている古墳の例を具体的に記すと、このような状況であれば見学できるという意思表示になると思います。

事務局 : 現状、高安千塚や愛宕塚古墳など山麓の古墳で見学されている事例があるので、活用の現状として追記したい。

C 委員 : 活用の現状で、高安千塚のキャラクターの「はしづかくん」が記載されていません。「はしづかくん」は史跡マップやサイクリングマップに記載されています。一般的に「はしづかくん」は受け入れやすいキャラクターだと思うので、記載していただけたらと思います。活用の現状は、高安千塚の活用に限った内容ですか。

事務局 : 高安千塚の活用に関わる内容です。

C 委員 : 文化財施設の活用として、歴史民俗資料館としおんじやま古墳学習館が記載されていて、その他の活用として、環境アニメイテッドやおや観光協会が記載されています。高安千塚以外の部分で提携して行っていることもあります、それぞれの今現在されている活動の記録と理解してよいですか。

事務局 : はい。

委員長 : この記述でよいか各団体に確認をとるのもよいと思います。ここまで高安千塚について熱心に示されていて驚いています。

A 委員 : P4-13 の『(1)「保存管理」の課題と方向性』の中で、史跡のその他の構成要素として植木畑や石垣、工作物があり、史跡の要素として誤解されます。課題として、植木畑があること、土地所有者の方に管理を頼っていること、寺境内にあるものはお寺の方に管理を頼っていることがあるので、文章が重複してもよいので、課題として『①適切な古墳の保存管理』の前に明示すべきだと思います。その課題に対して、第 5 章で出てくる複雑な管理形態をどう対処するのかということで、P5-3 の文章につながると思います。

委員長 : 第 5 章にでてきますが、重複は構わないので問題点を明示しておいてもよいと思います。

A 委員 : 10 年後の計画書にはその問題点の割合が減っているとよいです。公有化されていない史跡指定地なので、現状はシビアに記載する方が勘違いされないといいと思います。

委員長 : 第 4 章でも問題点を整理していくことをご検討いただけないでしょうか。

事務局 : 単に列記になっているところもあるので、項目を分けて丁寧に記載していきます。

D 委員 : P4-4 図 4-5「服部川支群の植木畑植生と自然的植生の位置」で自然的植生という表現があるが、クヌギやコナラ等、薪炭林として利用されていた名残の植生を自然的植生と記してよいか再度検討してもらいたい。潜在自然植生と誤解されると意味がかなり違ってきます。

事務局 : 自然的植生の表現について再検討します。

委員長 : 以下第 5 章から第 10 章について検討していきます。

事務局 : (資料に基づき第 5 章について説明)

委員長 : 保存活用計画の最も肝となる箇所です。文化庁の指導もあって、保存管理区分ごとの現状変更の取り扱いを細かく記されています。

A 委員 : 公有化したあと植生や石垣などを取り除いて、その後の墳丘などの植生をどのように目指していくのですか。

事務局 : 心合寺山古墳では日本の樹木の植生にするように指導があったので、基本的にはそのようになると思います。

A 委員 : 群集墳として全体に統一感のある眺望であれば、よいと思います。

B 委員 : 保存活用計画で具体的に記載してしまうと、こういう木が植わっていてもいいのではないかという話になりかねない。

委員長 : こういう意見が出たことを記録しておいて、具体的にどういう扱いをしていくかは検討してもらえたらいいと思います。

B 委員 : 本計画が策定された後に公有化ができるようになり、ある一定の面積が確保できると、整備計画を作ることになります。その時にその土地や土壌、古墳の状況に応じて、どのように伐開し、どのように樹木を残し、あるいは新たに植栽していくかといった検討は、その段階に

残しておく方が選択肢が増えるような気がします。

事務局 : まちづくり全体のコンセプトや構想、計画、実施の流れをたどっていく際には、地域住民あるいは市民の議論を取り入れた計画をつくっていくことを考えると、B 委員がおっしゃった流れがよいと考えます。

A 委員 : 計画書を出して、市民の意見を諮りますよということではできませんか。

B 委員 : 今の段階でモデルケースは出さない方がよい。

A 委員 : 第 7 章の整備で、何通りかの選択肢が記載されていますが、選択の余地ありということですね。

B 委員 : 色んなことを考えましょうということです。むき出しになってしまった石室がありますが、保存状態の良い古墳ではそれはできない。土を取り除いて石室をむき出しにさせることはできません。場合によっては、それができる可能性のある古墳があります。一律にこうしようと言うと、高安千塚にとって魅力的な古墳を失うかもしれません。なるべく余地は残しておくべきだと思います。

A 委員 : 石室の造り方も分かりますしね。

委員長 : 具体的な整備計画の話ですね。

事務局 : (資料に基づき第 6 章について説明)

委員長 : 第 6 章の内容についていかがでしょうか。

A 委員 : 現状でも信貴生駒ハイキングコースが古墳を横切っており、ハイキングする人も多いので、もう少し触れられないですか。金剛生駒紀泉国定公園の活用として盛り込めないでしょうか。

事務局 : 第 2 節『(3) 地域資源としての活用方法』に関わることだと思うので、併せて書いておきます。

C 委員 : 活用の方法に関して、ざっくりとした方針か、細かいところまで書くのか分らないです。色々と考えているのは分かるのですが、それを進めるために八尾市教育委員会が市民にどういう働きかけするのか。また、学校への投げかけが一番大事だと思います。教育委員会としてどうしていくかが記載されていればと思います。

事務局 : 市の活用方法の方向づけとして記載していくべきだと思うので、追記していきます。

A 委員 : マネジメント報告書に手法を示すと書いてあります。手法のアイデアがもう少しあるとよいと思います。

C 委員 : 市内の小学校の校長先生に話を伺うと、市内にある施設を活用しない手はない。わざわざ遠いところに行くよりも市内に活用できる施設があることをもっと勉強しないといけないと、おっしゃっていました。別の先生は、活用できる施設があれば子どもたちに教えることができますと、おっしゃっていました。小学校としても保護者としても良い方法で学べればありがたいと思いますので、ぜひお願いします。

事務局 : 今年度、八尾市の新規採用の教職員の研修で山手散策を行いました。八尾市に愛着を持った子どもたちの育成に頑張ってもらおうという研修のコースに入れたカリキュラムも始めています。歴史民俗資料館などの社会教育施設を持っていますというアナウンスをしています。子どもたちの情操を育み、愛着を持ってもらうということに関心が集まるような情報発信をしていきたいと思っています。

- C 委員 : 来年度以降も新規採用の先生方を対象にした研修は行いますか。
- 事務局 : 行うと思います。今年度は古墳巡りもしたと聞いています。
- A 委員 : 八尾市は大阪外環状線で地域が分断されていて、山手と平野で連携が取りにくいと聞いたことがあります。
- 事務局 : そういうエリアもあるかもしれませんが、実際は大阪外環状線の西側に住んでいて山手に家を持っている方もいますし、情報化社会なので変化していると思います。
- 委員長 : 活用の手法について、この前ある方と平城宮跡資料館と大極殿に行きました。ボランティアの方が高度な内容で分かりやすい説明をされており、皆が感激していました。ガイドボランティアの養成に力を入れないとあのような説明はできないと思います。ガイドボランティアの養成について、計画書に記載しておく必要はありませんか。
- 事務局 : P6-7 でボランティアについて記載していますが、養成、体制づくりについても書き込みます。
- C 委員 : 先日海外の方が研修で来ました。その時にしおんじやま古墳学習館の活動について関心を持ったが、英語の表記が少ない。英語があると来やすいし、案内もしやすいということでした。Facebook などの SNS で情報発信されるので、看板だけでも英語表記にすると、良かったと勧めやすいと思います。英語の表記をしおんじやま古墳学習館や歴史民俗資料館、高安千塚での案内で検討してもらえたら、海外の人も来やすいとお聞きしました。ご検討いただければと思います。
- キャラクターでは、「はしづかくん」を見せると関心を持ってもらいました。キャラクターを計画書に載せてもいいのであれば、活用にも登場させてもよいと思います。
- 手法という点で、レイクアルスタープラザ・歴史館いずみさのに、日根荘遺跡のイメージビデオがあったのですが、雰囲気が高く、若い人やカップル、友達同士でも行ってみたいと思わせるような内容で、SNS で発信をしたくなるようなものでした。高安千塚でもいい景色がありますので、ビデオを作ってはどうでしょうか。ビデオだとガイド施設を作るより予算がかからないと思いますし、ビデオ教材として学校に配布して授業の一環で見ってもらうことも可能だと思います。
- A 委員 : 八尾市公式の YouTube はありますか。
- 事務局 : あります。
- D 委員 : 古墳に興味のない人にとって、高安千塚に来た時の最大の魅力は大阪平野を一望できる風景だと思います。古墳群は見渡せるから作ったのでしょうか。
- 委員長 : それもあるかもしれませんが、その判断は難しいです。
- D 委員 : そういうのを大切にしたいと思っています。保存管理においては大阪平野が見渡せるような樹木管理、活用においては見渡すということも大切にすることが、もう少し前面に出ても良いと思います。あそこに完結するのではなくて、場所の魅力についても盛り込まれても良いと思います。SNS で発信する時に、広い風景の中に古墳が立地しているという写真を見れば、行ってみたいと思います。古墳群が立地した意味とあわせて計画書に盛り込まれると、意味があると思います。11 月に開催されたシンポジウム冊子の P16 に高安千塚の木の重要性について記されていますが、①と②の本質的価値については整理されていると思いますが、③歴史的景観の重要性や④学史上の重要性は計画書の中で明記しなくてもよいのでし

ょうか。史跡高安千塚の本質的価値ではないが、それを取り巻く価値について、計画書の中でももう少し膨らませると、実は大切にしようと思っているけれどぼんやりとしている箇所がもう少しスッキリしてくると思います。

事務局 : P6-5 で眺望について触れています。①②は高安千塚の本質的価値で、付加価値として高安千塚を広く知ってもらうためにどうすればいいかということもありますので、そういう視点も踏まえる必要があると思います。文化財重視で書いているので、地域教材や地域資源では当然必要になってくると思います。観光や広く市民の方に知ってもらうという観点で、前提となる部分は整理して、古墳に興味のない人も取り組むという観点も取り入れるべきだと思います。

A 委員 : 河内平野眺望ポイントが具体的にあるとよいかもかもしれません。

委員長 : 第 7 章の整備の問題とも絡んできます。古墳に興味がない人が、とにかく行ってみたら素晴らしくて、また人を誘って来てもらうということもありえるわけです。もう一つ、河内平野で思ったのですが、八尾市をはじめ河内平野の市町村もしくは大阪府の調査で、大阪平野の集落の調査研究が進んでおり、河内平野で渡来人が 4 世紀に来て、新しい文化を河内平野に植え付けたことがはっきり分かっています。高安千塚の本質的価値もそれとは関連してくるわけです。八尾市をはじめ河内平野の市町村が集落やその他の遺跡の実態を明らかにしておられるので、その成果と合わせて高安千塚を理解してもらえようということが当然必要だと思います。この話と第 7 章が関連しますので、第 7 章の説明をお願いします。

事務局 : (資料に基づき第 7 章について説明)

委員長 : いかがでしょうか。整備まではまだ時間がかかりますし、整備までに人に来てもらうには最低限の便益施設として駐車場やトイレがいると思います。施設整備計画の中で恒久的なものは考えていただければと思いますが、本格的な整備事業や整備計画以前に考えておかなければいけないことがいくつかあり、それははっきり書いておく必要があると思います。農免農道はどこかと繋がっていますか。あるいは、バスが来るということは可能でしょうか。

事務局 : 北側から史跡指定地で止まっています。バスは道が狭いこともあり、山手の道は通れないようになっています。

C 委員 : 観光バスについては、しおんじやま古墳学習館にも問い合わせがありますが、バスが入れないということで断念される方もいます。

事務局 : マイクロバスは可能です。

委員長 : せめてマイクロバスを駐車できる施設とトイレ整備を考えないといけないと思います。

C 委員 : 山手に駐車施設が難しいのであれば、大阪外環状線沿いにバスを止められる駐車場があれば、最寄り降ろして、駐車場を利用し、あとは迎えに来てもらうということは可能だと思います。観光バスだけでも止められるところがあればと思います。市外の学校でもバスがあれば行けるということもあります。

A 委員 : 世界遺産でも近所に車を入れたくないということで、駐車場で車を止めてそこからシャトルで行くのが最近の主流となってきています。

委員長 : 高安千塚の整備について何かありますでしょうか。

A 委員 : 英語表記の話もありました。また文化財の表記は統一性を持たせるのかということもあると

思います。方向性を示し、それに則って解説板を作っていくことはどうでしょうか。少なくとも英語表記は必要だと思います。

B 委員 : 英語表記があるだけでも違います。

C 委員 : 建物名だけでも英語表記があるだけでも大きく違うとおっしゃっていました。

B 委員 : 整備の方向性で「施設整備」となっていますが、「施設整備等」にした方がよいと思います。「保存」のための整備については施設整備に限定していませんが、「活用」のための整備については施設整備だけになっているので、もう少し広い意味にした方がよいと思います。「活用」のための整備という言い方をすると、文化財事業に限ってしまうと、文化庁のメニューに引きずられてしまいます。八尾市がやるかどうかは別の話だが、例えば wi-fi 整備は直接文化財の事業ではないが、wi-fi を入れているところもあります。そういう古墳整備の直接の事業ではないが、あれば良いものも広く含めるようにしてよいと思います。

事務局 : いただいた意見は貴重な意見だと思います。文化財単体のメニューだけでなく、例えば国土交通省のまちづくりのメニューとのセットも自治体によってはされているようにお聞きしています。裾野が広がるということは市としても認識しておくべきだと思います。

委員長 : 整備の方向性として書いていただいています。具体的にどういう史跡公園にしていきたいかは整備計画の話でしょうか。史跡と言っても、徹底的に復元するところや森林のままにしているところもありますが、今の段階で全く考えなくてよいのでしょうか。

B 委員 : P7-6 以降で具体的にイメージできますが、P7-2 あたりでももう少し明確にしておくべきことがあるとすれば、地域資源としての眺望景観について追記してもよいかもしれません。優れた地形的な環境を活かす整備が地域資源としての価値や魅力を高めていくという意味で、『Ⅲ地域資源として活用するための整備の考え方』に一文を足してもよいと思います。

委員長 : 本審議会で出た意見を忘れないためにも書いておいてよいと思います。具体的な内容は整備計画に委ねて考えたらいいと思います。

B 委員 : 大室古墳群の事例がありますが、市民の方や議会、役所内部で説明する時に、他ではどうしているのか集めた事例集が内部資料としてあってもよいと思います。色んな手法があるので、八尾市はこれの中で一番良いものを選択していくという主旨で資料集を作ってもよいと思います。

D 委員 : A 委員がおっしゃったように、市内全体の文化財のサイン計画について、もし次の段階で予算が取れるのであればいいことだと思います。

A 委員 : 全体では難しいが、単体でも全体を見ながらすることはできます。

C 委員 : 施設整備の件で、今年度合併によって中高安小学校と北高安小学校、高安中学校といった廃校があります。耐震問題もあると思いますが、もし利用できるのであればトイレもだけでもよいと思います。

事務局 : 学校について、今後の活用方法等検討しているところですが、すぐにできることではありません。サイン計画については、P7-9 でその他活用として膨らまして、統一的な表記等も含めて記していきたいと思います。

委員長 : 便益施設の問題と一緒に史跡に指定されたので行ってみたが説明板がないとよくないので、高安千塚のことがおおよそ分かるものが必要だと思います。

A 委員 : P7-8 図 7-5『活用のための古墳整備の手順』の 1)～4)の流れで、『4) 景観整備』は切り離すか同時並行ではないか。古墳そのものの見せ方に関わることと説明する装置については別ではないか。景観ポイントも来迎寺のところからだと、手前の樹木がなくなると平野が見やすくなってよいと思います。お寺で平野が見えるように植生整備しているところもありますので、景観整備という意味では、民地を借りてという戦略もありえると思います。

委員長 : 将来の整備計画に基本的に委ねるとしても、いくつかの重要なご指摘がありましたので、何らかの形で対応していただきたいです。もう一つは、本格的な整備の前の暫定的な整備について、トイレや駐車場となると話は大きくなりますが、高安千塚の概要が分かるような看板など検討してもらいたい。それでは、第 8 章から第 10 章についてまとめて説明をお願いします。

事務局 : (資料に基づき第 8 章～第 10 章について説明)

委員長 : いかがでしょうか。

A 委員 : 体制について、災害時の病院や警察などの連絡網は記さなくてよいですか。災害で石室の石が転落した時に、その状況を誰が把握して、どういう措置をするのかという命令系統はどうするのでしょうか。また、修理復旧になると、文化庁の東日本大震災のマニュアルが参考になるとは思います。石室が崩壊したのちに、復旧対策をどう練っていくかの流れが記載されていると緊急時にその流れで対応できるので、高安千塚に当てはめたらいいと思います。

事務局 : 災害時の対応について盛り込みつつ、方法で体制と考え方を整理して追記してまいります。

A 委員 : 近所の緊急病院や警察が具体的に記されていると便利だと思います。

委員長 : 石室が露出しているところもあるので、石室の見学者への対応策はいると思います。

事務局 : 市では既に体制整備されています。文化財課内でも役割分担も整備されています。

委員長 : 具体的に横穴式石室の保存状況が◎から×とありますが、事務局の観察結果によるものですよ。一般的な災害対策ではなく、石材の専門家による評価は将来的に必要なかと思います。

事務局 : 整備や見学の計画を検討していく段階で必要になってくると思います。

委員長 : 第 8 章から第 10 章の内容は良いが、最終的には A3 資料の計画書骨子のように簡単になるのでしょうか。

事務局 : 計画の具体の部分は、本日の議論を踏まえて充実させないといけない部分もあると思います。

委員長 : 第 8 章は書きようがないと思います。

A 委員 : 実施計画書となると別ですが、この場合は書けないと思います。

B 委員 : これ以上は具体には書けないと思います。

A 委員 : マネジメント報告書に自己点検表が記載されているのですが、計画書策定段階の点検を第 10 章に載せるということはないでしょうか。

B 委員 : この点検表は日常的な行政の業務として認識しておいて、個別具体的なことについては定期的に考えてという意味だと思います。

A 委員 : 計画書策定段階での状況を後ろに載せてあると便利かなと思います。

委員長 : 保存活用計画書には出せないと思います。これでも相当詳しくすぎるとは思います。最終的な仕上げの段階ですが、本当に大切なことが何なのかを工夫して分かりやすくしていますが、できるだけ簡潔にしてもらいたい。

B 委員 : 行政指導の文章を載せるのは、計画書にはそぐわないと思います。



- 事務局 : 経過観察についてご指摘いただきましたが、経過観察の結果を審議会で諮って、見直していくべきことなのかご意見を伺いたいです。
- B 委員 : そこまで考えなくてよいと思います。
- 委員長 : 本審議会は、保存活用計画を答申すればよいのですよね。それを受けて市がどのように進めていくかで、次の段階としては整備の基本計画、設計になります。
- B 委員 : 行政の質をあげていくための自己点検であって、点検したことについて誰かに伺うところまでは必要ないと思います。
- 委員長 : 次の段階として整備の基本計画、設計に進んでいくわけです。その時の審議会はどのようなメンバーで審議するのか分かりませんが、そこにはある程度報告されたらよいと思います。
- 事務局 : 経過観察については行政内部の問題ということですね。
- A 委員 : 10年後の新たな保存活用計画をつくる時に参考になると思います。
- B 委員 : これだけの情報を蓄えていくだけでも結構だと思います。古墳の数も地区も多いので、どのくらい境界が明示できたか、あるいはこれだけの学校がこういう目的でいつ頃使ってくれたかということは、行政としてどういうサービスを提供すれば、もっと使ってもらえるかに跳ね返ると思います。
- 事務局 : 色々仕事のモニタリングをしています。表に出て初めて成り立つようなこともあります。
- A 委員 : 10年経って検討しなおす時に、その検討の材料になると思います。例えばこの10年で公有化できていなければ、今後10年も公有化できないのかといったそういう議論の材料になると思います。
- 委員長 : 5年を待たずに整備の基本構想を考え始めたいという考えのようなので、その時に活かせばよいと思います。
- B 委員 : 市の審議会で報告することはないでしょうか。
- 事務局 : 本審議会での報告になると思っています。
- A 委員 : 整備委員会はつくりませんか。
- 事務局 : 整備委員会を立ち上げるかは別ですが、本審議会は保存活用という審議会なので、委員は5年、10年で変わっていくでしょうが、将来的にも本審議会を続けていくつもりです。
- B 委員 : メンバーは別としてこれからも本審議会が続くのであれば、経過観察は本審議会で報告するのが筋です。
- 委員長 : 第10章経過観察とあるので、それについての報告は必要だと思いますが、報告してチェックしてもらわないといけないというものではありません。
- B 委員 : 和歌山県の紀伊風土記の丘の協議会と岩橋千塚古墳群の整備委員会が同時に進行していますが、風土記の丘協議会では和歌山市の教育委員の方、和歌山大の先生、地元の小学校校長もいますが、そこではいくつかのことが報告されています。例えば、地域教材の活用としてどんな状況になっているか、1年間どのような活動を資料館が行ってどれだけの参加者があったのか、どういう要望があったのか、入館者や入場者の推移、補助を得て行っている古墳の整備や修理がどのように行われていて来年からどのようにしていくかなど、毎年報告されています。本審議会が続くのであれば、経過観察という項目を設けた以上、報告するのが基本だと思います。

委員長 : 今後のまとめ方として、スケジュールはどう考えていますか。

事務局 : 3月に最終の第5回審議会を行い、その時に審議会としての答申をいただいて、報告書を市にいただくという形になっています。それまでに本日も審議いただいた点については、再度修正のうえ、委員の皆さんに事前送付しまして、さらに修正を加えたうえで、答申をいただければと思っています。

委員長 : 第5回審議会までにチェックしていただいて、それを踏まえた最終版を次回お示しいただいて、それを答申するということがよいでしょうか。

委員長 : オブザーバーの大阪府は、何かご意見はありますか。

オブザーバー(府教庁) : 経過観察については、八尾市 HP で共有してもいいと思います。報告するところがないとまとめにくいと思います。せっかくある情報は、出せるものは出してはどうでしょうか。報告書を5年に1度出してもいいかもしれません。

事務局 : ご意見いただきましたので、市で検討していきます。八尾市 HP 内にも情報公開の場があります。

委員長 : データは蓄積されるので、それを有効に使われるかは市に考えていただければと思います。それでは審議会はこれで終わりにいたします。

事務局 : 長時間にわたりご意見ありがとうございました。

閉会